

令和5年度

第390回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和5年度第390回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番島袋貴委員、12番長谷川亜紀委員より欠席の連絡が入っております、もうお一人は遅れての参加予定です。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、7番の新垣実委員、13番の大城信夫委員、よろしくお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、5番高宮城実一郎委員、6番仲宗根光夫委員、9番屋宜文委員、報告者は9番屋宜文委員にお願いします。</p> <p>それでは、座って議事を進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号1番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を5番高宮城実一郎委員、6番仲宗根光夫委員、9番屋宜文委員の3人で行っておりますので、調査報告を9番屋宜文委員をお願いいたします。</p>
9番	<p>4月21日金曜日、午後1時から午後3時半まで5番高宮城実一郎委員、6番仲宗根光夫委員、9番屋宜文で、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、高宮城実一郎委員、仲宗根光夫委員、よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、見取図の1ページになります。申請地の池原●丁目●●●番は、池原公民館の南に位置し、現況は山林原野でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になっております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者2名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜の栽培の予定であり、周辺地域との調和も取れていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号1番について、委員の意見を求めます。7番新垣実委員、どうぞ。</p>

7 番	<p>●●さん（譲受人）の年齢と農業経験の有無について教えて欲しい。また、現況が山林原野となっているとのことだが、いつごろから耕作を行うのか。</p>
事務局	<p>●●さんの年齢は47歳です。職業は会社員で、農業経験はございません。75歳のお父さんと一緒に農業をしていく予定で、兼業農家になります。</p> <p>また、申請地の現況についてですが、現地調査報告にもあったとおり原野化しておりすぐに耕作ができる状況ではありません。しかし、申請地にお父さんの自宅が隣接していて、水もそこから引いて、中を開けて農業を行う運びとなります。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。6番仲宗根光夫委員、どうぞ。</p>
6 番	<p>今の事務局回答への補足という形で。申請地の隣が、●●さんの実家となっております。以上となります。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんが。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声が上がっております。議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>許可することに全員が賛成でありますので、許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号1番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号1番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、9番屋宜文</p>

	委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
9 番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 1 番、見取図の 2 ページになります。申請地は知花十字路の北東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第 2 号、受付番号 1 番について、委員の意見を求めます。</p> <p>6 番仲宗根光夫委員、どうぞ。</p>
6 番	<p>農業委員再選後最初の総会で、始末書について初めて聴くという委員もいらっしゃると思いますので、始末書についての説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>始末書内容を読み上げる。</p>
議長	<p>始末書が添付された理由についての説明でした。本来、転用許可を受けてから事業を実施すべきところを、転用許可を受ける前に事業を実施した場合に、転用事業者は始末書を提出します。</p> <p>他に意見はございませんか。</p>
	<p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 1 番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 1 番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成。議案第 2 号、受付番号 1 番については、承認相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第 3 号、受付番号 1 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号1番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、9番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
9番	<p>ご報告いたします。 議案第3号、受付番号1、見取図の3ページになります。申請地は大里公民館の南に位置し、現況は家庭菜園でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声がございましたので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします</p> <p>「賛成者挙手」</p>
議長	<p>全委員が賛成。議案第3号、受付番号1番については、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第4号、受付番号1番から8番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番から8番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号についても現地調査されておりますので、9番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>

9 番

議案第 4 号、受付番号 1 番、見取図の 4 ページになります。申請地は、美里市営団地の南に位置し、現況は農地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 2 番、見取図の 5 ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南に位置し、現況は更地でした。農地地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 3 番、見取図の 6 ページになります。申請地は、池原市営団地の北東に位置し、現況は休耕地でした。農地地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ 500 メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 4 番、見取図の 7 ページになります。申請地は、美原小学校の西に位置し、現況は家庭菜園でした。農地地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 5 番、見取図の 8 ページになります。申請地は、比屋根公民館の北西に位置し、現況は休耕地でした。農地地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ 500 メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 6 番、見取図の 9 ページになります。申請地は、美里郵便局の南東に位置し、現況は保育園でした。農地地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 7 番、見取図の 10 ページになります。申請地は、泡瀬第二公民館の南東に位置し、現況は休耕地でした。農地地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ 500 メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が 2 以上ある地域にあり、第 3 種農地としました。

受付番号 8 番、見取図の 11 ページになります。申請地は、コザバプテスト教会の北東に位置し、現況は畑でした。農地地区分は、宅地化の現状が則第 4 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10 ha 未満であり、第 2 種農地としました。以上です。

議長

ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

それでは議案第 4 号、受付番号 1 番から 8 番について、委員の意見を求めます。

「進行」の声あり

議長

進行いたします。


議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 番から 8 番を許可相当とすることに異議ありませんか。


議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声がございましたので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から8番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>「賛成者挙手」</p> <p>全委員が賛成。議案第3号、受付番号1番については、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号1番から2番、非農地証明交付申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第5号についても現地調査されておりますので、9番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
9番	<p>議案第5号、受付番号1番、見取図の12ページになります。申請地は、池原公民館の北に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく土地の大半は傾斜地樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤となっています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号2番、見取図の13ページになります。申請地は、池原公民館の北東に位置し、現況は20年以上農地として使用がなく、進入路がなく樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤となっています。以上のことから、非農地と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号1番から2番について、委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。その前に休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p>


議長	<p>議案第5号、受付番号1番から2番について承認することに、異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p> <p>異議なしの声がございます。議案第5号 非農地証明交付申請の承認について受付番号1番から2番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>「賛成者挙手」</p> <p>全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。</p> <p>議案第1号から第5号までのご審議、大変お疲れ様でした。 これをもとまして、令和5年度第390回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 4月 25日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

7 番 新垣 実 

13 番 大城 信男 